

○地方税共同機構機構処理税務事務管理規程

平成 31 年 4 月 1 日地税機規程第 1 号
令和 3 年 9 月 17 日一部改正
令和 4 年 4 月 1 日一部改正
令和 5 年 1 月 1 日一部改正

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 利用者の記載事項の提供、地方税関係申告等及び納税情報発行依頼情報の送信並びに利用者使用情報の受信に係る安全性及び信頼性の確保（第 3 条・第 4 条）
- 第 3 章 機構の体制、規程等の整備（第 5 条—第 17 条）
- 第 4 章 機構処理税務事務システムの環境及び設備（第 18 条—第 20 条）
- 第 5 章 機構における運用管理上の安全性及び信頼性の確保（第 21 条—第 35 条）
- 第 6 章 その他（第 36 条—第 40 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 785 条第 1 項の規定に基づき、地方税共同機構（以下「機構」という。）における機構処理税務事務（法 762 条第 2 号に規定するものをいう。以下同じ。）を適正かつ確実に実施することを目的として定める。

（用語の定義）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 利用者 「地方税法施行規則第 3 条の 3 の 2 第 3 項、第 5 条の 2 第 3 項、第 10 条第 5 項、第 10 条の 2 の 8 第 3 項及び第 24 条の 39 第 1 項に規定する情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準」（平成 31 年総務省告示第 146 号。以下「電子申告等安全性基準」という。）第 1 の 1 及び「地方税法施行規則第 24 条の 42 第 3 項に規定する特定徴収金及び特定徴収金に関する情報の取扱いにおける安全性及び信頼性を確保するために必要な基準」（平成 31 年総務省告示第 149 号。以下「共通

納税安全性基準」という。)第1の1に規定される者

- (2) 電子申告等受付システム 電子申告等安全性基準第1の2及び「地方税法施行規則第9条の22第1項に規定する情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成31年総務省告示第152号。以下「特別徴収税額通知安全性基準」という。)第1の1(1)に規定されるもの
- (3) 地方税ポータルシステム 次のアからエまでを総称したもの
 - ア eLTAX 電子申告等受付システム
電子申告等受付システムのうち、(4)に規定するもの以外を取り扱うシステム
 - イ 国税連携ネットワークシステム
「地方税法施行規則第24条の40第3項第2号及び第3号に規定する電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成31年総務省告示第151号。以下「国税連携技術基準」という。)第1の1(1)に規定されるシステム
 - ウ 年金特徴システム
「地方税法施行規則第9条の26第4項に規定する情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成31年総務省告示第153号。以下「年金安全性基準」という。)第1の1(1)に規定されるシステム
 - エ 地方税共通納税システム
共通納税安全性基準第1の2に規定されるシステム
- (4) O S S 都道府県税共同利用化システム 電子申告等受付システムのうち、法第160条第1項又は第2項の規定に基づく自動車税の環境性能割の申告書又は報告書の提出、法第177条の13第1項の規定に基づく自動車税の種別割の申告書又は報告書の提出、法第454条第1項又は第2項の規定に基づく軽自動車税の環境性能割の申告書又は報告書の提出、法第463条の19第1項の規定に基づく軽自動車税の種別割の申告書又は報告書の提出及びこれらの申告等に係る自動車税の納付又は軽自動車税の環境性能割の納付を行うためのシステム
- (5) 自動車税等納付確認システム 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第97条の2第2項の規定により自動車税の種別割又は軽自動車税の種別割の納付の有無の確認を行うためのシステム
- (6) 機構処理税務事務システム 地方税ポータルシステム、O S S 都道府県税共同利用化システム及び自動車税等納付確認システムを総称したもの

- (7) 利用者用ソフトウェア 利用者による電子申告等データ及び納税情報発行依頼情報の作成及び送信並びに利用者使用情報の受信に利用するための入出力用のソフトウェア（国土交通大臣が提供するものを除く。）
- (8) 利用者用ソフトウェア開発要件 利用者の電子申告等データ及び納税情報発行依頼情報の作成及び送信並びに利用者使用情報の受信に係るソフトウェアを事業者が開発するためのシステム要件
- (9) セキュリティ 情報システム及びネットワークの機密性、完全性及び可用性の維持
- (10) 国税庁サーバ 特定書面等地方税関係通知又は特定地方税関係通知に記載すべき事項の送信を行うための法第 762 条第 1 号に規定する国税庁長官、国税局長、税務署長の使用に係る電子計算機
- (11) 地方団体サーバ 機構処理税務事務に関し、機構サーバからのデータの受信若しくは記録又は機構サーバへのデータの送信を行うための都道府県知事及び市区町村長の使用に係る電子計算機
- (12) 機構サーバ 機構処理税務事務に関し、都道府県及び市区町村並びに金融機関とのデータの送受信を行うための機構の使用に係る電子計算機
- (13) 運用保守端末機 機構サーバ及び電気通信関係装置の運用保守のために使用する端末
- (14) 払込端末機 共通口座において管理される特定徴収金を地方団体の指定する金融機関口座へ払い込むために使用する端末
- (15) ファイアウォール ネットワークにおいて不正侵入を防御するために通信を制御する装置
- (16) データ 機構処理税務事務システムにおいて通知され、記録され又は保有される情報
- (17) 電子申告等データ データのうち、法第 317 条の 6 第 5 項第 1 号に規定する給与支払報告書記載事項及び同条第 6 項第 1 号に規定する公的年金等支払報告書記載事項（以下「記載事項」という。）並びに法第 747 条の 2 第 1 項に規定する書面等地方税関係申告等及び同法第 747 条の 3 第 1 項に規定する書面等以外地方税関係申告等（以下「地方税関係申告等」という。）に関する情報
- (18) 納税情報発行依頼情報 データのうち、利用者の使用に係る電子計算機から機構サーバに送信される情報で、機構サーバから地方団体サーバに送信される特定徴収金の払込みに関する情報を作成するためのもの
- (19) 利用者使用情報 データのうち、機構サーバから利用者の使用に係る電子計算機に送信される情報で、特定徴収金の納付又は納入に関するもの
- (20) 払込依頼情報 データのうち、機構サーバから共通口座を管理する金融

機関に送信される情報で、特定徴収金を地方団体の指定する金融機関口座へ払い込むためのもの

- (21) 共通口座 機構が特定徴収金を管理するために金融機関に開設する口座
- (22) プログラム 機構サーバ、運用保守端末機及び払込端末機並びに電気通信関係装置を機能させるための命令を組み合わせたもの(オペレーティングシステム、データベース等のパッケージソフトウェアを含む。)
- (23) ファイル 機構サーバ、運用保守端末機及び払込端末機並びに電気通信関係装置に内蔵される記憶媒体又は可搬記憶媒体に記録されているデータ及びプログラム
- (24) ドキュメント 機構処理税務事務システム、利用者用ソフトウェア及び利用者用ソフトウェア開発要件の企画、開発、作成、変更及び運用保守並びにプログラムの作成に関する記録及び文書
- (25) 可搬記憶媒体 機構処理税務事務システムで利用する駆動装置から容易に取り外すことのできる記憶媒体であって、光ディスク、磁気ディスク、磁気テープ、USBメモリー、外付けハードディスクドライブその他これに類するもの
- (26) 帳票 データを出力した紙媒体
- (27) 電子計算機室 機構サーバ、運用保守端末機及び電気通信関係装置を設置する室
- (28) 重要機能室 電子計算機室、同室に係る受電設備及び定電圧・定周波電源装置等の設備を設置する室並びに電子計算機室の空気調和をする空気調和機及びその附属設備を設置する室

第2章 利用者の記載事項の提供、地方税関係申告等及び納税情報発行依頼情報の送信並びに利用者使用情報の受信に係る安全性及び信頼性の確保

(利用者用ソフトウェア等の提供)

第3条 機構は、利用者による電子申告等データ及び納税情報発行依頼情報の作成及び送信並びに利用者使用情報の受信に係る安全性及び信頼性を確保するため、利用者用ソフトウェアを提供するとともに、利用者用ソフトウェア開発要件を公開することとする。

(利用の方法)

第4条 機構は、次に掲げる方法により、利用者に記載事項の提供及び地方税関係申告等若しくは納税情報発行依頼情報の送信及び利用者使用情報の受信を行わせることとする。

- (1) 機構が提供する利用者用ソフトウェア若しくは機構が公開する利用者用ソフトウェア開発要件を満たしたソフトウェア又は利用者が電子申告等データの作成及び送信に利用するために国土交通大臣が提供するソフトウェア若しくは利用者が電子申告等データの作成及び送信に利用するために国土交通大臣が公開するソフトウェア開発要件を満たしたソフトウェアにより、電子申告等データの作成及び送信又は納税情報発行依頼情報の作成及び送信並びに利用者使用情報の受信を行うこと
- (2) (1)の送信に当たっては、暗号化して送信すること

第3章 機構の体制、規程等の整備

第1節 体制の整備

(統括管理責任者)

第5条 機構に、機構処理税務事務の実施を統括管理する責任者として統括管理責任者を置く。

- 2 統括管理責任者は、理事長が指名する者をもって充てる。

(システム管理責任者)

第6条 機構に、統括管理責任者を補佐し、機構処理税務事務システムの企画、開発、作成、変更及び運用保守に係る事務を管理する者として、システム管理責任者を置く。

- 2 システム管理責任者は、システム部長をもって充てる。

(共通口座管理責任者)

第7条 機構に、統括管理責任者を補佐し、共通口座の経理事務及び残高管理等に係る事務を管理する者として、共通口座管理責任者を置く。

- 2 共通口座管理責任者は、総務部長をもって充てる。

(機構処理税務事務運営会議)

第8条 機構に、機構処理税務事務運営会議を設置する。

- 2 機構処理税務事務運営会議は、統括管理責任者、システム管理責任者、共通口座管理責任者及び関連部門の責任者により構成する。
- 3 機構処理税務事務運営会議は、統括管理責任者が招集する。
- 4 機構処理税務事務運営会議においては、機構処理税務事務を適正かつ確実に実施するため、次に掲げる事項を検討する。
 - (1) 機構処理税務事務の実施状況の確認及び実施に係る課題検討
 - (2) 機構処理税務事務管理規程及び同規程に基づく各種規則等の見直し
 - (3) 役職員への意識の啓発並びに計画的な教育の実施
 - (4) 法第787条第1項の規定により機構に設置される機構処理税務情報保護委員会への協力

(5) その他セキュリティ対策及び共通口座の管理に必要な事項

(監視体制の整備)

第9条 機構は、機構処理税務事務システムの運用に関し、異常な状態を早期に発見し、必要に応じて、組織内での迅速かつ適切な報告経路を確保するとともに、地方団体に連絡することができるよう体制の整備を図る。

第2節 規程等の整備

(規程等の整備)

第10条 機構は、機構処理税務事務システム、利用者用ソフトウェア及び利用者用ソフトウェア開発要件の企画、開発、作成、変更及び運用保守に関する規程、設計書及び操作手順書等を整備する。

(セキュリティポリシーの整備)

第11条 機構は、機構処理税務事務システムのセキュリティを確保するために機構として遵守すべきセキュリティポリシー及び実施手順書を整備する。

第3節 人事、教育、研修等

(要員管理)

第12条 機構は、機構処理税務事務システムの運用保守に必要な人員の配置、交替等の人事管理を行う。

2 機構は、機構処理税務事務システムの開発及び運用保守に係る人員の配置を行うに当たっては、同一の者が行わないように配慮する。

(教育及び研修)

第13条 機構は、機構処理税務事務システム、利用者用ソフトウェア及び利用者用ソフトウェア開発要件を企画、開発、作成、変更及び運用保守する職員に対し、機構処理税務事務システム、利用者用ソフトウェア及び利用者用ソフトウェア開発要件のセキュリティ対策についての教育及び研修を実施し、必要な知識を習得させる。

2 機構は、地方団体に対し、セキュリティ対策に関する教育及び研修に関する技術的な協力を行う。

(問合せ窓口の設置)

第14条 機構は、利用者及び地方団体を支援し、誤操作等の発生を防止するため、機構処理税務事務システム及び利用者用ソフトウェア並びに利用者用ソフトウェア開発要件に係る問合せ窓口を設置する。

第4節 緊急時体制

(作動停止時に係る事務処理体制及び訓練)

第 15 条 機構は、機構処理税務事務システムの構成機器、関連設備又はソフトウェアの障害等により当該システムの全部又は一部が作動停止した場合における危機対応基本方針、業務継続計画及び緊急時対応マニュアル等を整備するとともに、機構及び地方団体の間の連絡方法等も含め、必要な連絡体制を整備する。

2 機構は、障害発生時を想定した訓練を行い、その結果に基づき危機対応基本方針、業務継続計画、緊急時対応マニュアル等及び連絡体制の改善を行う。

(情報漏えいに係る事務処理体制及び訓練)

第 16 条 機構は、データの漏えい、不正アクセス、不正に操作された疑いがある場合及びその他これに準ずる事態に係る行動計画を整備するとともに、機構及び地方団体の間の連絡方法等及び連絡体制を整備する。

2 機構は、実際に問題が発生した場合に適切な対応を図ることができるよう訓練を行い、その結果に基づき行動計画及び連絡体制の改善を行う。

(総務大臣への報告)

第 17 条 機構は、機構処理税務事務システムの構成機器、関連設備又はソフトウェアの障害等により機構処理税務事務システムの全部又は一部が作動停止した場合又はデータの漏えいその他これに準ずる事態の発生のおそれがある場合は、速やかに総務大臣に報告する。

第 4 章 機構処理税務事務システムの環境及び設備

(建物及び重要機能室)

第 18 条 機構は、機構処理税務事務システムに係る建物及び重要機能室（以下「建物等」という。）について、建物等への侵入等の防止等及び重要機能室の配置及び構造について必要な措置を講ずる。

(障害の防止)

第 19 条 機構は、機構処理税務事務システムの構成機器及び関連設備の障害及び損傷を防止し、検知し及び障害及び損傷に対する対策を図るため、必要な設備を整備する。

(ネットワーク設備)

第 20 条 機構は、機構サーバと接続する電気通信回線について、データを円滑に伝送するために必要な伝送速度を確保するとともに、伝送途上で情報の破壊、盗取、改ざん、消去等が生じないように必要なセキュリティ対策を講ずる。

第 5 章 機構における運用管理上の安全性及び信頼性の確保

(入退室管理)

第 21 条 機構は、重要機能室及び事務室の入退室の管理その他これらの施設へ

の不正なアクセスを防止するため、入室資格の付与対象者の限定、入室時の入室資格の確認、鍵又は入退室管理カードの管理、重要機能室への物品搬入時の物品確認、事務室の職員不在時の施錠等、必要な措置を講ずる。

(機構処理税務事務システム、利用者用ソフトウェア及び利用者用ソフトウェア開発要件の開発、作成又は変更)

第 22 条 機構は、機構処理税務事務システム、利用者用ソフトウェア及び利用者用ソフトウェア開発要件の開発、作成又は変更を行う際には、これらのセキュリティを高めるよう配慮する。

2 機構は、機構処理税務事務システム、利用者用ソフトウェア及び利用者用ソフトウェア開発要件の開発、作成又は変更を行った場合には、試験用のシステムを用いて障害試験、負荷試験その他必要な試験実施するとともに、セキュリティ機能が適切に組み込まれていることの検査を行う。

3 機構は、機構処理税務事務システム、利用者用ソフトウェア及び利用者用ソフトウェア開発要件の開発、作成又は変更に際してのエラーの発生及び不正行為の防止のため、必要な措置を講ずる。

4 機構は、機構処理税務事務システム、利用者用ソフトウェア及び利用者用ソフトウェア開発要件のセキュリティ対策を向上させるために、定期的にこれらの見直しを行い、必要な措置を講ずる。

(機構処理税務事務システムの運用保守等)

第 23 条 機構は、機構処理税務事務システムの運用保守等について、次に定めるとおり行う。

(1) 機構処理税務事務システムを運用保守する職員は機構処理税務事務システムの適正な運用保守を確保するため必要最小限とし、これらの職員のみに対してアクセス権限を付与する。

(2) 機構サーバにおいて、機構処理税務事務システムの管理及び運用保守並びに機構が行う他の地方税に係る電子的な手続のための電子計算機の管理及び運用保守に必要なソフトウェア以外のソフトウェアを作動させないよう措置を講ずる。

(3) 機構処理税務事務システムの動作履歴、利用者のアクセス履歴その他運用管理等に必要な情報を記録するとともに、当該情報について、定期的にバックアップを実施する。

(4) 機構サーバを使用しなくなった場合には、当該機器に内蔵する記憶媒体からファイル及びドキュメントを消去する。

(5) インターネット回線を経由して受信したデータは、無害化処理をした上で機構処理税務事務システムに取り込むこととする。

(6) 不正行為又は不正アクセス行為から機構処理税務事務システムを保護

- するため、必要な部分には、ファイアウォールを設置し、通信制御を行う。
- (7) エラーの発生又は不正行為により電気通信関係装置の不適切な運用が行われないようにするため、電気通信関係装置の管理に際しては厳重な確認を行う等、管理権限がある者以外の者による操作を防止するための措置を講ずるとともに、通信については、電気通信関係装置相互の認証を行う。
 - (8) 機構サーバ、地方団体サーバ及び国税庁サーバの間の通信について、通信相手相互の認証を行うとともに、送信するデータの暗号化を実施する。
 - (9) 機構サーバにおいて通信相手の認証及び送信するデータの暗号化を行うために必要な秘密鍵を厳重に保護し、外部に漏えいすることを防止するための措置を講ずる。
 - (10) 模擬攻撃を適宜実施し、その実施結果に基づき必要な措置を講ずる。
 - (11) セキュリティ対策に関する情報を収集し、分析を行い、必要な措置を講ずる。
 - (12) 共通口座からの払込先は、事前に利用者が納税情報発行依頼情報において特定徴収金の納付又は納入先として選択した地方団体の指定する金融機関口座に制限する。
 - (13) 払込端末機の運用に際し、単独の職員による操作のみで事務処理が完結しないよう、操作手順書の作成及び手順書の遵守の徹底について必要な措置を講ずる。
 - (14) 利用者が地方団体の徴収金の納付又は納入の手続に利用する預金口座又は貯金口座から共通口座へ送金された際に利用者に通知する等、利用者が地方税共通納税システムの利用状況を把握するための措置を講ずる。

(運用保守端末機及び払込端末機の管理)

第24条 機構は、機構処理税務事務システムの運用保守端末機及び払込端末機について、次に定めるとおり管理を行う。

- (1) 運用保守端末機及び払込端末機の操作者は、システム管理責任者の指示又は承認を受けた者に限るとともに、操作者による不正な行為及び誤操作による障害発生を防止するため、端末機を操作する際は複数の者で行うこととするなど、必要な措置を講ずる。操作者が正当なアクセス権限を付与された者であることを、操作者識別カードと暗証番号による方法や生体認証による方法等により確認する。また、当該アクセス権限に関する情報を管理し、不正利用を防止するための措置を講ずる。
- (2) 暗証番号及び生体認証情報の管理及び運用の方法を定め、操作者に当該管理及び運用の方法を遵守させる。
- (3) 運用保守端末機及び払込端末機の操作者ごとに利用可能なファイルを設定する等、ファイルの利用を制限する方法を定める。

- (4) 運用保守端末機及び払込端末機を操作した履歴を記憶媒体に記録し、各操作者の利用の正当性について確認する。
- (5) 運用保守端末機及び払込端末機には、複数回アクセスに失敗した場合、強制的に終了する機能を設ける。
- (6) 払込端末機の盗難、損壊等を防止するために必要な措置を講ずるとともに、払込端末機の設置について、セキュリティ対策及び保守が容易に行えるよう配慮する。
- (7) 機構サーバと保守運用端末機及び払込端末機とを接続する電気通信回線は専用回線又は行政情報ネットワークを用いることとし、保守運用端末機及び払込端末機を他の電気通信回線に接続しない。

(可搬記憶媒体の管理)

第 25 条 機構は、可搬記憶媒体について、次に定めるとおり管理を行う。

- (1) 使用する可搬記憶媒体の種類、数量等を体系的かつ一元的に記録管理し、現況と一致させる。
- (2) 記録管理された内容を関係職員に周知し、管理している可搬記憶媒体以外のものを使用しないこととする。
- (3) 可搬記憶媒体の盗難の防止等のため、その保管位置を指定するとともに、持ち出した場合の手順を定める。
- (4) 可搬記憶媒体を廃棄する場合には、消磁、破砕、溶解その他の当該可搬記憶媒体に記録されていたファイル及びドキュメントの復元が不可能となる措置を講ずる。
- (5) 可搬記憶媒体への不正プログラムの混入防止のため、必要な措置を講ずる。

(年金保険者との間で使用する光ディスク等の取扱いに関する特例)

第 26 条 機構は、年金保険者との間で使用する地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「規則」という。）第 10 条第 7 項に規定する記録用の媒体（以下「光ディスク等」という。）について、次に定めるとおり取り扱うこととする。

- (1) 法第 321 条の 7 の 11 第 2 項の規定により年金保険者に通知すべき事項（以下「年金保険者に対して通知すべき事項」という。）が記録された光ディスク等の運搬に関する責任体制及び連絡体制を明確にするとともに、年金保険者に対して通知すべき事項を記録した光ディスク等を運搬する際に、運搬先に確実に到達するよう必要な措置を講ずる。
- (2) 第三者が光ディスク等に記録されている内容を容易に閲覧することができないよう、光ディスク等への暗号化、パスワードの設置等及び施錠できる搬送容器を使用する等の措置を講ずる。

- (3) 光ディスク等の保管について、保管のための部屋を確保し、専用保管庫により施錠保管するなど、必要な安全管理を行う。

(構成機器及び関連設備等の管理)

第 27 条 機構は、構成機器及び関連設備等について、次に定めるとおり管理を行う。

- (1) 機構処理税務事務システムに機器を接続するための手続、方法等を定めるとともに、構成機器及び関連設備等の管理方法を明確にする。
- (2) 利用するハードウェア及びソフトウェアの種類、数量等を体系的かつ一元的に記録管理し、現況と一致させる。また、この記録管理された内容に関係職員に周知し、管理しているハードウェア及びソフトウェア以外のものを使用しない。
- (3) 機構処理税務事務システムの構成機器及び関連設備の保守を定期的に又は随時に、実施する。保守の実施にあたっては、エラーの発生及び不正行為を防止し、データを保護するため、必要な措置を講ずる。
- (4) 機構処理税務事務システムの稼働状況を常時監視し、必要に応じ対策を実施する。
- (5) 機構処理税務事務システムにコンピュータウイルス等の不正プログラムが混入されていないかどうかを監視する措置を講じ、混入されていた場合には駆除する措置を講ずる。また、コンピュータウイルス等の不正プログラムが発見された場合の必要な措置を定め、機構処理税務事務システムを運用保守する職員に周知する。

(データ及びプログラム並びにドキュメントの管理)

第 28 条 機構は、データ及びプログラム並びにドキュメントについて、次に定めるとおり管理を行う。

- (1) データ及びプログラム並びにドキュメントの使用、保管、複写、受渡し、消去及び廃棄について、その取扱い及び管理の方法を定める。
- (2) プログラムの改ざん、消去等を防止するために、プログラムの登録及び抹消は、責任者の指示又は承認を受けた者が行う。
- (3) 紙媒体に出力されたドキュメントを廃棄する場合には、裁断、溶解その他の当該ドキュメントの復元が不可能となる措置を講ずる。
- (4) 規則第 24 条の 43 第 2 項の規定により機構に届け出なければならないとされている利用者が地方団体の徴収金の納付又は納入の手続に利用する預金口座又は貯金口座のある金融機関の名称、当該口座の種別及び口座番号等の漏えいその他これに準ずる事態の発生を防止するため、必要な措置を講ずる。

(障害時等の対応)

第 29 条 機構は、機構処理税務事務システムの障害（データの漏えい、不正アクセス及び不正に操作された疑いがある場合を含む。）発生時について、次に定めるとおり対応を行う。

- (1) 機構処理税務事務システムの障害箇所の発見や性能の低下を検知するため、必要な措置を講ずる。
- (2) 障害からの早期回復のため、バックアップ等の代替機能を整備する。
- (3) 障害を早期に発見するため、必要な措置を講ずる。
- (4) 障害が判明した場合、被害状況の把握、被害拡大を防止するための措置、連絡等必要な措置を講ずる。
- (5) 機構処理税務事務システムに障害等が生じた場合には、その応急措置を実施するだけでなく、根本原因の究明及び再発防止策について検討を行い、再発防止に努める。

（委託を行う場合等の措置）

第 30 条 機構は、機構処理税務事務システム、利用者用ソフトウェア及び利用者用ソフトウェア開発要件の企画、開発、作成、変更、運用保守等について事務の委託を行う場合は、委託する事業者の社会的信用及び能力を確認する。

- 2 前項の場合においては、事務を委託する事業者に対し、委託する事務についてこの基準と同様のセキュリティ対策を実施させるとともに、適切な監督を行う。
- 3 第 1 項の場合において、事務を委託する事業者が事務の一部を第三者に再委託する場合には、機構にその旨事前に申請し、その承認を得ることとする。
- 4 機構は、委託契約の締結については、契約内容として、秘密保持義務、機構から指示のある場合を除き事業所内からの個人情報の持ち出しの禁止、個人情報の目的外利用の禁止、再委託における条件、漏えい事案等が発生した場合の対応に係る委託先の責務、委託契約終了後の個人情報の返却又は廃棄、個人情報を取り扱う従業者の明確化、従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況について報告を求める規定を盛り込むとともに、機構において必要があると認めるときは委託先に対して、実地の監査、調査等を行うことができる規定等を盛り込む。
- 5 機構は、機構処理税務事務システム、利用者用ソフトウェア及び利用者用ソフトウェア開発要件の企画、開発、作成、変更、運用保守等を複数の事業者に委託する場合、分担して行う範囲及び責任の範囲を明確にするとともに、作業上必要な情報交換を行えるような措置を講ずる。事務の委託を受けた事業者が、複数の事業者に事務を再委託する場合も同様とする。
- 6 機構は、要員派遣を受ける場合又は非常勤職員、臨時職員等を雇用する場合には、必要に応じ、秘密保持に関する誓約書を提出させる等の措置を講ずる。

(特定徴収金の収納事務の一部の委託)

第 31 条 機構は、次に掲げる事項を特定金融機関等と取り交わすものとする。

- (1) 日本マルチペイメントネットワーク運営機構が定める各規約等の遵守に関する事項
- (2) 特定金融機関等に委託する事務内容に関する事項
- (3) 本委託事務に関する特定金融機関等が保持する関係書類の調査に係る事項
- (4) 損害賠償に関する事項
- (5) 障害発生時の役割及び責任に関する事項
- (6) その他特定徴収金の収納事務の委託に関し必要な事項

(共通口座の管理)

第 32 条 機構は、金融機関に特定徴収金を管理するための共通口座を開設し、適切に管理する。

- 2 機構は、事前に利用者が納税情報発行依頼情報において特定徴収金の納付又は納入先として選択した地方団体の指定する金融機関口座へ特定徴収金を確実に払い込むために必要な措置を講ずる。
- 3 機構は、地方税共通納税システムの障害発生等、特段の事情により払込端末機を使用せず特定徴収金の資金移動を行う場合は、経理担当職員及び共通口座管理責任者の双方による確認を確実に行うための必要な措置を講ずる。
- 4 機構は、その管理する特定徴収金について適切に管理されていることを確認するために、日次、月次及び年次により、並びにその他必要に応じて、出金合計、入金合計及び最終残高等を記録するとともに、共通口座管理責任者にこれを確認させる。また、当該記録については五年間保管する。

(帳簿の保存)

第 33 条 機構は、地方税関係申告等及び法第 762 条第 1 号ロに掲げる地方税関係通知の状況に関する記録、機構処理税務事務システムの運用状況に関する記録、法第 747 条の 5 の 2 第 1 項の規定に基づき行っている特定徴収金の収納の事務の状況に関する記録及び法第 747 条の 5 の 2 第 3 項の規程に基づき行っている特定徴収金の収納の事務の特定金融機関等への委託に関する記録を記載した帳簿（電磁的記録を含む。）を備え、保存する。

(セキュリティ対策に係る自己点検及び外部監査)

第 34 条 機構は、電子申告等安全性基準、共通納税安全性基準、特別徴収税額通知安全性基準、国税連携技術基準及び年金安全性基準の遵守並びに機構処理税務事務システム、利用者用ソフトウェア及び利用者用ソフトウェア開発要件の企画、開発、作成、変更及び運用保守の各段階におけるセキュリティ対策について自己点検を実施し、その結果に基づきこれらの改善を行う。

- 2 機構は、電子申告等安全性基準、共通納税安全性基準、特別徴収税額通知安全性基準、国税連携技術基準及び年金安全性基準の遵守並びに機構処理税務事務システム、利用者用ソフトウェア及び利用者用ソフトウェア開発要件の企画、開発、作成、変更及び運用保守の各段階におけるセキュリティ対策について外部監査を実施し、その結果に基づき改善を行う。
- 3 機構は、外部監査の結果を総務大臣に報告するとともに、地方団体に提供する。

(認定委託先事業者)

第 35 条 機構は、国税連携技術基準第 1 の 1 (2) の規定に基づき、同規定に定める認定委託先事業者の認定を行う。

- 2 機構は、認定委託先事業者に対し、地方団体の職員を支援し、誤操作等の発生を防止するため、地方税ポータルシステムに係る問合せ窓口を設置させる。
- 3 機構は、地方税ポータルシステムに係るセキュリティ対策に関し、認定委託先事業者及び地方団体と連絡調整を行う場を設ける。
- 4 機構は、機構処理税務事務システムの作動停止時及び情報漏えいの発生時における認定委託先事業者との間の連絡方法及び連絡体制を整備する。
- 5 機構は、地方税ポータルシステムに係る障害が発生した場合、その応急措置方法、根本原因及び再発防止策について内容を取りまとめ、認定委託先事業者及び地方団体と情報を共有する。
- 6 機構は、認定委託先事業者に対して監査を実施する。当該監査の実施に際し必要な事項は、理事長が定める。

第 6 章 その他

(法令の遵守)

第 36 条 機構の役職員（役職員であった者を含む。以下同じ。）は、法及び機構処理税務事務に関連する他の法令を遵守する。

- 2 機構は、機構処理税務事務を実施するに当たり、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群及び地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの内容を踏まえ、安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講ずることとする。

(秘密保持義務)

第 37 条 機構は、役職員に対し、機構処理税務事務に関して知り得た秘密の保持義務を徹底させる。

(懲戒等)

第 38 条 機構は、機構処理税務事務に従事する役職員が故意又は過失により機構処理税務事務に重大な支障をきたした場合には、法第 776 条第 2 項に基づ

く役員解任、地方税共同機構職員就業規則に基づく懲戒その他必要な処分を行う。

(損害賠償請求等)

第 39 条 機構は、機構の役職員が、機構処理税務事務に重大な支障をきたす等の行為を行った場合、損害賠償請求及び刑事告訴等必要な措置を講ずる。

(雑則)

第 40 条 機構は、この規程について、法の改正、情報技術の進展等に伴う機構処理税務事務システムの変更その他の事由により、適時見直しを行う。

2 この規程の実施のために必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、総務大臣の認可のあった日から施行する。ただし、第 2 条から第 4 条まで、第 7 条、第 8 条、第 23 条、第 24 条、第 28 条、第 31 条から第 34 条までのうち、特定徴収金の収納に係る規定は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 9 月 17 日一部改正)

この規程は、令和 3 年 9 月 17 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 4 月 1 日一部改正)

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 1 月 1 日一部改正)

この規程は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。